

災害時市町村支援チーム設置運営要領

(平成31年3月25日付第201800353104号危機管理局长通知)

1 目的

県内で大規模又は重大な災害等が発生した場合に、「災害時市町村支援チーム」(以下「支援チーム」という。)を編成し、速やかに被災市町村に支援チームを派遣することにより、県と被災市町村との円滑な情報共有を図るとともに、被災市町村の状況を踏まえた災害支援活動を調整・実施することで、被災市町村の被害拡大を防止し、迅速的確な応急対策の実施に資することを目的とする。

2 支援チームの編成・職員の登録

(1) 支援チームの編成

被災市町村に派遣する支援チームは、次表のとおり編成するものとする。

区分	職位	人数	備考
チームリーダー	課長級以上	1名	
事務要員 (情報連絡員※)	課長補佐級以下	1名	(地方支部を所管する所属(総合事務所等)から警戒体制(2)以上等で被災市町村に派遣される職員)
計		2名	

※支援チームは原則2名で編成するが、被災市町村においては、県から派遣された情報連絡員を含めた3名で活動するものとする。

(2) 支援チームへの職員の登録

ア 危機対策・情報課は、別紙様式により県庁各部局、各地方機関、企業局、病院局、議会、各種委員会(以下「各部局等」という。)にチームリーダー及び事務要員に登録する職員(以下「登録職員」という。)の推薦を依頼し、各部局等から推薦のあった職員を支援チームに登録するものとする。

イ 危機対策・情報課は、各部局等への登録職員の推薦を依頼するに当たり、次の登録人数を確保できるよう各部局等に配分し、登録職員の推薦を依頼するものとする。

(ア) チームリーダー 15名程度

(イ) 事務要員 15名程度

ウ 各部局等は、登録職員の推薦に当たって、次のいずれかに該当する職員を優先して推薦するよう努めるものとする。

(ア) 被災自治体(県外を含む)の災害対策本部等で、災害応急対策の調整業務等に従事経験のある職員

(イ) 防災局または危機管理局での業務経験を有する職員

(ウ) 防災士の資格を有するなど、防災・危機管理に関する知識を有する職員

3 支援チームの主な業務

支援チームは、市町村災害対策本部等において主に次の業務を行うものとする。

ア 被災市町村と県の連絡調整、被災市町村への支援の調整

イ 被災市町村における被害情報、支援ニーズ等の情報収集及び県との情報共有

ウ 県から被災市町村に派遣された次のチーム等との連携及び支援調整

(ア) 被災建築物応急危険度判定士

(イ) 被災宅地危険度判定士

- (ウ) 保健師
- (エ) 鳥取県職員災害応援隊
- (オ) その他被災市町村支援のために派遣されたチーム、職員
- エ その他、県災害対策本部長（知事）等が必要と認めた事項

4 支援チームの派遣

- (1) 県災害対策本部長（知事）が支援チームの派遣を必要と認めたときは、人事企画課は各部局等と協議し、支援チームを編成するものとし、編成に当たっては、登録職員の出身地、これまでの勤務地等を勘案するものとする。
- (2) 支援チームの派遣期間は5日間程度を基本とし、長期間にわたることが想定される場合は、適宜職員を交代させるものとする。なお、交代に当たっては、チームリーダー、事務要員が同時に交代することがないよう、また、新旧のチームが引き継ぎを行う期間を設けるよう配慮するものとする。
- (3) 県災害対策本部長（知事）が支援チームの派遣が必要なくなったと認めたときは、派遣を終了するものとする。
- (4) 支援チームの派遣に当たって必要となる被災市町村への移動手段や活動資機材等については、危機対策・情報課及び人事企画課が協力して確保するよう努めるものとする。

5 登録職員に対する研修

危機対策・情報課は、登録職員が支援チームとして活動するために必要となる知識等が習得するため、年1回以上の研修の実施に努めるものとする。

6 その他

- (1) 登録職員の派遣に要する旅費（5の研修参加を含む）及び時間外勤務手当等の経費については、諸規程に基づき当該派遣職員の属する所属が負担するものとする。
- (2) 登録職員の派遣期間中の業務に起因して発生した傷病等に係る公務災害補償については、当該派遣職員の属する所属が負担するものとする。
- (3) その他、本要領に定めのない事項については、危機対策・情報課が関係する所属とその都度協議するものとする。

附則 この要領は、平成31年3月25日から施行する。

災害時緊急支援チーム派遣事業実施要領（平成14年4月1日付防第3093号鳥取県防災監通知）を廃止する。

(別紙様式)

災害時市町村支援チームに係る登録職員の推薦

部局等名： _____

1 チームリーダー（課長級以上）

所属名	職名	氏名	出身市町村名	勤務経験
				鳥取、八頭、中部 米子、日野
				鳥取、八頭、中部 米子、日野
				鳥取、八頭、中部 米子、日野

2 事務要員（課長補佐級以下）

所属名	職名	氏名	出身市町村名	勤務経験
				鳥取、八頭、中部 米子、日野
				鳥取、八頭、中部 米子、日野
				鳥取、八頭、中部 米子、日野

※勤務経験の欄については、これまでに勤務経験のある地域を□で囲むものとする。